

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、株主を始め取引先などの皆様に信頼、評価される企業を目指しております。そのためには、コーポレートガバナンスの充実が経営の最重要課題と認識し、経営の健全性、適法性、透明性の推進に努める事を基本方針としております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

#### 【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称                    | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---------------------------|----------|-------|
| 田辺工業取引先持株会                | 495,700  | 9.24  |
| 有限会社ケイアンドアイ               | 430,000  | 8.01  |
| 田辺よし江                     | 411,040  | 7.66  |
| 田辺工業従業員持株会                | 337,100  | 6.28  |
| 株式会社第四銀行                  | 250,000  | 4.66  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 244,500  | 4.55  |
| 四月朔日義雄                    | 155,200  | 2.89  |
| 田辺商事株式会社                  | 122,000  | 2.27  |
| 出頭健一                      | 110,000  | 2.05  |
| 株式会社田辺エージェンシー             | 110,000  | 2.05  |

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第二部

決算期 3 月

業種 建設業

直前事業年度末における(連結)従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

現時点において、重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 5 名

社外取締役の選任状況 選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無 なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4 名

監査役の人数 3 名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上に努めております。  
また、監査役と監査室は連携して監査役監査・内部監査を実施しております。その他監査室が監査役会に参加し、内部監査の実施状況等を報告しております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 2 名

#### 会社との関係(1)

| 氏名    | 属性  | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|-----|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |     | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 佐野榮日出 | 税理士 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 伊藤秀夫  | 弁護士 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)  
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)  
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)  
 m その他

#### 会社との関係(2)

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明                                           | 選任の理由                                                                         |
|-------|------|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 佐野榮日出 | ○    | 東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、当社は佐野榮日出氏を独立役員として届け出ております。 | 独立した立場に基づき、税務・会計の専門家としての豊富な経験を当社の監査に活かしていただけることから、社外監査役として適任と考えております。         |
| 伊藤秀夫  | ○    | 東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、当社は伊藤秀夫氏を独立役員として届け出ております。  | 独立した立場に基づき、法律の専門家としての豊富な経験を当社のコンプライアンス体制の充実に活かしていただけることから、社外監査役として適任と考えております。 |

#### 【独立役員関係】

独立役員の人数 2 名

#### その他独立役員に関する事項

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

#### 該当項目に関する補足説明

企業の業績向上を図ることは、取締役に課せられた職務であり、現状、特にインセンティブを付与することは考えておりません。

ストックオプションの付与対象者

#### 該当項目に関する補足説明

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

#### 該当項目に関する補足説明 更新

当社は、平成27年3月期において、取締役報酬131,215千円、監査役報酬17,632千円を支払っております。報酬額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額41,000千円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 なし

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、現状、当社の規模から監査役の専従スタッフは置いておりませんが、監査役監査を補助するため、監査室、本社事務部門がサポートする体制を採っております。

#### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、経営の意思決定と業務執行を分離することにより、経営の迅速化及び効率化並びにコーポレートガバナンスの充実を図ることを目的とし、執行役員制度を導入しております。

取締役会は、取締役5名(社外取締役は選任しておりません)で構成しております。

取締役会は、法令及び定款並びに取締役会規程に基づき、経営に関する重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行います。

また社外監査役は取締役会に出席して、客観的、専門的見地から意見を述べるなど、社外役員に期待される役割を果たす様努めております。

執行役員は、取締役会によって選任され、10名(うち社長以下5名の取締役が執行役員を兼務する)体制で業務を執行し、各所管部門における使用人の業務執行の監督を行います。

なお、業務の効率性を確保するため、取締役及び執行役員をメンバーとする「経営会議」を原則毎月1回開催することとしております。

監査役は、取締役会、経営会議、予算管理会議等の重要な会議に出席する他、監査役会で決定した監査計画・業務分担に従い各部署の監査を経理スタッフを伴って行っております。特に社外監査役は独立した立場で、外部の視点からの監査に主眼を置いております。

監査室は年度計画に従い、適法性、合理性、規程の遵守状況等の監査を実施しております。

当社の会計監査を業務執行した公認会計士は五十嵐朗氏、大島伸一氏の2名であり、新日本有限責任監査法人に所属し、会社法監査及び金融商品取引法監査を実施しております。なお、監査業務に係る補助者は、新日本有限責任監査法人の監査計画に基づき、公認会計士8名及びその他7名で構成されております。

監査役、会計監査人、監査室は、必要の都度相互の情報交換、意見交換を行うなど連携を密にして監査の実効性、効率性の向上を図っております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレートガバナンスの充実が経営の重要課題と認識し、経営の健全性、適法性、透明性の推進に努める事を基本方針として取り組んでおりますが、当社の事業規模から現体制で経営の監視、監督面で十分に機能すると判断し、現体制を採用しております。

当社は社外取締役を選任しておりません。当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、2名を社外監査役とすることで経営の監視機能を強化しております。コーポレートガバナンスにおいて、外部から客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査で、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っていると考えているため、現体制としております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

|                  | 補足説明                                   | 代表者自身<br>による説明<br>の有無 |
|------------------|----------------------------------------|-----------------------|
| IR資料のホームページ掲載    | 決算短信、決算概要を掲載しております。                    |                       |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | IR担当役員: 上席執行役員事務部長 権守勇一<br>IR担当部署: 事務部 |                       |

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                              | 補足説明                                                                                                   |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 田辺工業グループ倫理規程において定めております。                                                                               |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施             | 当社の電力事業部では、「ISO14001」を取得し、環境保全活動を行っております。<br>また、当社は、新潟県において「TeamECO」、「リバーサイド夢物語」等地域のボランティア活動に参加しております。 |

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【1】. 当社の内部統制システムの基本方針については、次のとおりであります。

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について、以下の内部統制システムを構築し、運用する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「田辺工業グループ倫理規程」を定め、コンプライアンスを基本とした経営の強化をはかる。
  - (2) 「職務権限規程」により、適正に職務の執行が行われる体制とする。
  - (3) 監査室は、職務執行を監査、評価し、職務執行の適正を確保する。
  - (4) 「内部通報制度」を活用し、違反者の早期発見をはかるとともに、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを明確にする。
2. 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 役職員は、取締役会、経営会議等の議事録、稟議書その他職務の執行に係る情報を、「文書取扱規程」、「保存文書年限表」の定めるところに従い適切に保存し管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 事業に関する特に重要な施工上のリスク、労働災害のリスクは、各部・支店で施工計画会議、安全衛生会議等でリスク管理を行う。与信管理、「情報セキュリティ管理」は事務部を中心としてリスク管理を行う。その他のリスクは各部門長がリスク管理を行う。各部門長は、必要に応じリスク管理の状況を取締役に報告する。
  - (2) 新たにリスクが生じた場合は、取締役会において速やかに対応責任者を決定する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。
  - (2) 意思決定のプロセスの簡素化、迅速化をはかるとともに、重要事項については、毎月1回開催する経営会議でより慎重な意思決定を行う。
  - (3) 取締役の職務権限と担当業務を明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制とする。
  - (4) 年度予算を定め、会社として達成すべき目標を明確化し、予算管理会議を通して全社ベースでの進捗状況を管理する。
5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
    - ① 当社は、関係会社管理規定に基づき子会社の業務執行を管理し、子会社は月次報告、四半期報告の他、子会社の取締役等の職務の執行について定期的に報告を行う。
  - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - ① 子会社の事業に関するリスクは、子会社で管理を行う。
    - ② 新たなリスクが生じた場合は、速やかに当社担当役員に報告し、その対応を協議する。
    - ③ 子会社は、リスク管理に係わる体制を整備し、当社はその体制確保のため支援を行う。
  - (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - ① 当社は、子会社に関する重要な事項は取締役会、経営会議で決定する。
    - ② その他の事項の決定は、当社職務権限規程、子会社が定める職務権限規程に従い役割分担を明確にし、効率的な運用を行う。
    - ③ 年度予算を定め、会社として達成すべき目標を明確化し毎月進捗状況を管理する。
  - (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - ① 子会社の役職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「田辺工業グループ倫理規定」で、コンプライアンスを基本とした経営の強化をはかる。
    - ② 海外子会社は、当該国の法令、規則、商習慣を遵守する体制を整備する。
    - ③ 監査室は、子会社の内部監査を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - (1) 現在、監査役の職務を補助する使用人はいないが、監査役会が必要とした場合は、取締役会は監査役会と協議のうえ、業務補助のため監査役スタッフを置くとともに必要な協力を行う。
  - (2) 監査役会の要請により、監査室、事務部は監査業務を補助する。
  - (3) 監査役スタッフの人选、人事考課等については、監査役会の意見を尊重し、同意を得たうえで行う。
7. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - (1) 監査役スタッフを置く場合は、監査役は、指示の実効性の確保のために、監査役スタッフに対して指揮命令権を有する。
  - (2) 取締役会は、監査スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
8. 当社の監査役に報告するための体制
  - (1) 役職員(子会社含む)は、会社に重大な損害を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるときは、直ちに監査役に報告する。
  - (2) 役職員(子会社含む)は、法令、定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合は、直ちに監査役に報告する。
  - (3) 各支店・部を統括する役職員は、必要に応じ担当する部門のリスク管理業務執行状況等について報告する。
9. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - (1) 当社及び子会社は、報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いが生じないことを確保する。
10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - (1) 監査役がその職務の執行について、費用の前払等を請求した場合又は会計監査人・弁護士、その他の各分野の専門家に対して相談する場合、職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、その費用は会社が負担する。
11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役社長との定期的な意見交換会を開催する。
  - (2) 監査室は、内部監査の状況報告を、監査役に対しても定期的及び必要に応じて行い、相互の連携を図る。
  - (3) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、情報及び意見交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【2】. 反社会的勢力排除に向けた体制整備

#### 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度で臨むことを、「田辺工業グループ倫理規程」で定めております。

#### 2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置

事務部を統括部署として、事案により関係部署と協議し対応しております。

(2) 外部の専門機関との連携状況・反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

平素から「暴力追放運動推進センター」や警察、顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。

また、当社は「新潟県企業対象暴力対策協議会」に加入し、指導を受けるとともに講習会に参加し、情報の収集を図っております。

(3) 対応マニュアルの整備・研修活動の実施状況

「新潟県企業対象暴力対策協議会」の機関紙、あるいはビデオによる研修を実施し、反社会的勢力に対応する研修を実施しております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

|             |    |
|-------------|----|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |
|-------------|----|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特記事項はありません。

